

宝塚市ICT支援員導入業務に係る
提案募集要項



令和6年(2024年)2月
宝塚市教育委員会

目次

1	趣旨	1
2	企画提案募集の概要	1
3	応募資格	1
4	参加申請の提出	2
5	質疑応答	2
6	提案書の提出	3
7	留意事項	3
8	参考予算上限額	3
9	提案募集及び契約までのスケジュール	3
10	応募に要する費用	4
11	選定方法	4
12	結果の通知	4
13	優先交渉権者決定後の取り扱い	4
14	配布資料	4
15	失格条項	5
16	その他	5

1 趣旨

本プロポーザル募集要項は、宝塚市 ICT 支援員導入事業において、ICT 支援員を配置することにより、タブレット端末の日常的な活用を進めるため、小学校低学年でのタブレットの操作支援を中心として、だれもが ICT 機器を使えるようにするとともに、今後の「学びの変革」に対応できる素地を市内全ての児童生徒に養うことを目指す。

また、ICT 支援員が学校に訪問しないときでもタブレット端末の活用が進められるような「点」ではなく「線」でのサポートを行うことでより日常的な活用を促進することを目指す。

2 企画提案募集の概要

(1) 募集事業名

宝塚市 ICT 支援員導入業務

(2) 募集内容

宝塚市 ICT 支援員導入業務において、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行う業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、「1 趣旨」に沿った提案を募集するものである。

(3) 提出先

宝塚市教育委員会 学校教育部 学校教育室 教育研究課

〒665-0827

宝塚市小浜1丁目 2 番1号

TEL:

0797-84-0946(直)

FAX:

0797-85-2281

電子メール:

m-takarazuka0114@city.takarazuka.lg.jp

3 応募資格

- (1) 宝塚市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当していないこと。
- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年条例第 6 号。以下「暴力団排除条例」という。)第 2 条第 3 号に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 提案事業者自身、又は提案事業者に所属する事業所が、ISO27001、ISMS 認証又はプライバシーマークのいずれかを取得していること。

※参加申請時に認証を取得していることがわかる書類を添付すること。

- (7) 令和 5 年 12 月1日現在、以下の要件を満たすこと。

- ・関西 2 府 4 県(兵庫・大阪・京都・滋賀・奈良・和歌山)において、本市と同規模(公立学校 30 校)以上の自治体への派遣実績を有すること
- ・ICT 支援員並びに運営組織に、教育情報化コーディネータ 3 級以上を保有している者が在籍していること(ICT 支援員能力認定試験公式サイトにて確認できること)。

4 参加申請の提出

本事業に参加しようとするものは、次の申請書類を提出期限までに提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和6年2月19日(月)15時まで

(2) 提出書類

参加申請書	様式1	正本1部	代表者印を押印し提出すること。
会社概要	様式2	正本1部	会社概要の資料を提出すること。
派遣実績調書	様式3	正本1部	本市と同規模(公立30校)以上の自治体への派遣実績を記載したものを提出すること。(匿名の記載については評価対象外となるため、注意すること。)
セキュリティ認証の写し	任意	正本1部	ISO27001 又は ISMS 認証又はプライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定)を証明する使用許諾書の写しもしくは登録証の写しを提出すること。

(3) 提出先

「2 (3)提出先」の電子メールアドレス宛

(4) 提出方法

- ・参加申請書(押印後のもの)とセキュリティ認証の写しを PDF ファイルで送信すること。
- ・会社概要と派遣実績調書は記入した Excel ファイルをメールにて送信すること。(ファイルにパスワードを設定する際は Office の機能を利用すること)
- ・また、到達確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。(閉庁日を除く月曜日から金曜日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

5 質疑応答

(1) 質疑期限

令和6年2月15日(木)15時まで

(2) 提出先

「2 (3)提出先」の電子メールアドレス宛

(3) 質疑方法

- ・質問書(様式4(押印後のもの))の写しを、PDF ファイルで送信すること。また、質問書(様式4)の Excel ファイルを送信すること。
- ・ファイル転送サービスは使用しないこと。
- ・ファイルにパスワードを設定する際は zip 形式の圧縮ファイルに設定すること。
- ・到着確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。(閉庁日を除く月曜日から金曜日、9:00~17:30(最終日のみ15:00)まで)

(4) 電子メールのタイトル

「宝塚市 ICT 支援員導入業務 参加申請質疑【事業者名】」とすること。

(5) 回答方法

回答は、令和6年2月16日(金)までに随時、質疑の送信メールアドレス宛に個別に行うものとする。なお、質疑を行った事業者名・質疑内容は原則として公表しないものとする。

6 提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年3月1日(金)15時まで

(2) 提出書類・必要部数

別添「提案書作成要領」を参照すること。

(3) 提出方法

別添「提案書作成要領」を参照すること。

提出期限を過ぎた場合は参加を辞退したものとみなす。なお、辞退したことを理由に以降の選定等において不利益な取り扱いをすることはない。

(4) 提案書の様式及び内容

別添「提案書作成要領」を参照すること。

7 留意事項

(1) 提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、提出期限までで、かつ宝塚市が認めた場合はこの限りではない。

(2) 提出書類にする言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提出書類については事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しないものとする。
なお、返却は行わないものとする。

(4) 提出書類の内容について、宝塚市より問い合わせを行う場合がある。

8 参考予算上限額

総 額 金 16,500,000 円(税込)

・消費税及び地方消費税は、10%で計算すること。

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。
提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

9 提案募集及び契約までのスケジュール

令和6年2月13日(火)		提案募集要項の公告
令和6年2月13日(火) ～令和6年2月15日(木)	～最終日午後3時まで	質疑受付(参加申請)
令和6年2月16日(金)		質疑(参加申請)に対する回答
令和6年2月19日(月)	～最終日午後3時まで	参加申請期限
令和6年2月21日(水)		参加申請審査結果通知
令和6年2月21日(水) ～令和6年2月26日(月)	～最終日午後3時まで	仕様書質疑受付締切
令和6年2月27日(火)		仕様書質疑回答期限
令和6年3月1日(金)	～最終日午後3時まで	提案書提出期限
令和6年3月5日(火)		提案書質疑送付(質疑のある場合)
令和6年3月6日(水)		提案書質疑への回答期限
令和6年3月12日(火)		審査結果通知・優先交渉権者決定
令和6年3月13日(水)		優先交渉権者と交渉期限

※スケジュールについては、宝塚市の都合により変更する場合があります。

1.0 応募に要する費用

応募に要する費用は提案事業者の負担とする。

1.1 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定審査について

ア 提出書類の審査を行い、最も高い評価を得た提案事業者 1 者を優先交渉権者と決定し、詳細の協議を開始する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次順位の提案事業者と協議に入るものとする。

イ 優先交渉権者にならなかった提案事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内に「2 (3) 提出先」へ説明を求めることができるものとする。

(2) 提案書に関する質疑について

提出された提案書について、宝塚市からの質問がある場合は、令和 6 年 3 月 12 日(火)までに電子メールにより送付するので、令和 6 年 3 月 13 日(水)午後 5 時までに回答を行うこと。また、質問に対し、回答期日までに提出しないことで失格になることはないが、評価上の不利益を受けることがある。なお、質問への回答書については、提案書と同様に正式な書類として取り扱うので留意すること。

(3) 審査基準について

ア 審査は、内容点及び価格点等を合計し、総合的に評価を行って選定するものとする。詳細は、提案審査基準(別紙1)を参照すること。

イ 本プロポーザルに関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。なお、内容点が満点の 60%未満の場合には不採用とする。

1.2 結果の通知

審査結果は、書面及び電子メールにより通知する。

通知は、令和 6 年 3 月 12 日(火)を予定。

1.3 優先交渉権者決定後の取り扱い

(1) 宝塚市は、協議の整った者を当選事業者とし、協議結果の内容を本業務の仕様として採用する。

1.4 配布資料

(1) 配付資料一覧

提案募集要項

別紙1 提案審査基準

提案書作成要領

調達仕様書

別紙2 ICT 支援員派遣スケジュール(案)

様式1	参加申請書
様式2	会社概要
様式3	派遣実績調書
様式4	質問書

様式5	見積書
様式6	提案提出書

- (2) 配付資料の一部について変更する場合は、配布した提案事業者全てに変更後の資料を再送付するものとする。

1.5 失格条項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限が、本要項に適合していないとき
- (2) 提出書類の作成形式内容等が、本要項に適合していないとき
- (3) 提出書類の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザル手続の過程(本要項の配布開始日から、優先交渉権者と合意に達するまで)で、「3 応募資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (7) 他の提案事業者と提案内容について相談を行ったとき
- (8) 見積書の金額が、参考予算上限額を超過しているとき

1.6 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 当選した提出書類に書かれた内容は本事業の契約の基本とする。
- (3) 当選した提出書類の内容は、宝塚市と当選事業者との協議のうえ変更することがある。
- (4) 原則として、提出された提出書類の内容は公表しない。ただし、電子入札の際、提案書をホームページに公開するものとする。
- (5) 提出書類の作成のために宝塚市より受領した全ての資料は、宝塚市の了解なく公表又は使用することを禁止する。
- (6) 提出書類は返還しないとともに、本事業以外の用途には提案事業者が無断で使用しない。
- (7) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案事業者の負担とする。